

緊急車両用道路の設計・施工・管理の妥当性に関する確認

1 緊急車両用道路の設計・施工の妥当性に関する確認

- (1) 緊急車両用道路の設計について
 - 道路設計条件
 - 排水施設の設計(排水能力)
 - 擁壁の設計(安定性の照査)
- (2) 緊急車両用道路の施工について
 - 構造物の出来形確認
 - 工事完成図書について、松山市の土木工事共通仕様書で定めている出来形管理基準及び規格値を満たしていることを確認した
 - 埋め戻しの品質管理
 - 工事完成図書について、松山市の土木工事共通仕様書で定めている品質管理基準及び規格値を満たしていることを確認した
 - 擁壁に使用したコンクリートの品質管理
 - 工事完成図書について、松山市の土木工事共通仕様書で定めている品質管理基準及び規格値を満たしていることを確認した

〔矢田部龍一・愛媛大学名誉教授からのコメント〕

技術検討委員会の資料を確認した結果、これ以上の緊急車両用道路に関する調査や検討を行うことは困難と考える。

当時の緊急車両用道路の設計・施工は、道路構造令や道路土工指針等を基準に設計・施工を行っていることを確認した。

ただし、今後、松山城で施設設計を実施する際は、今回の経験を基に、地盤状態を適切に把握したうえで設計することが望ましい。

〔結論〕

緊急車両用道路の設計・施工で、基準上の問題は無かった。

2 緊急車両用道路の管理の妥当性に関する確認

- (1) 災害が発生した区域はこれまでに同様の災害が発生し、土砂災害警戒区域に指定されておらず、今回の災害を予見する事象も確認されておらず、技術検討委員会の検討結果からも明らかなどあり、極めて複雑なメカニズムで発生したことなど。
- (2) 令和6年7月1日に発生した道路の変状に対して、擁壁を撤去、ブルーシートと土のうで道路を養生し、表面排水処理を適切に行っている。
- (3) 斜面を含む松山城跡は、文化財保護法により国の史跡に指定されているため、現状を変更するような行為は国の許可が必要であり、市の判断だけで手を加えることは制限されている。ただし、日常点検や倒木のおそれのある樹木の撤去、土砂流出の確認など、通常求められる維持管理は国の許可は不要であり、指定管理者等が日々行っている。

【結論】

今回の災害を予見したり、その結果を回避することは不可能であったと言わざるを得ないので、その管理に瑕疵があったとは言えない。

したがって、公の营造物の通常有すべき安全性を欠いていたとは言えないので、国家賠償法に基づく賠償は難しい。